

様式第 6 号

高齢者等居住安全改修工事に係る固定資産税減額申告書

_____年 月 日

(宛先) 下関市長

住宅の居住安全改修工事を行いましたので、下関市税条例附則第 10 条の 3 第 8 項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者 (申告者)	住 所 (所在地)						
	フリガナ	-----					
	氏 名 (名 称)	連絡先 () -					
	個人番号 (法人番号)						
家屋の表示	所 在	下関市		番地			
	構造・種類	.	家屋番号				
	床面積	.	m ² (うち居住用	.	m ²)		
建築年月日		年 月 日					
登記年月日		年 月 日					
居住安全改修工事の完了日		年 月 日					
居住してい る高齢者等	フリガナ	-----					
	氏 名						
	居住者要件	①高齢者 ②要介護・要支援 ③障害者					
改修工事の費用 (A)				円			
補助金等				円			
居宅介護住宅改修費		(B)			円		
介護予防住宅改修費					円		
自己負担額 (A - B)				円			
期限後に提出する場合、提出できなかった理由							

(裏面に続く)

注1 「居住安全改修工事」とは、高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する次の改修工事で、自己負担額が50万円を超えるものをいう。

- (1) 廊下又は出入口の拡幅
- (2) 階段の勾配の緩和
- (3) 浴室の改良
- (4) トイレの改良
- (5) 手すりの取り付け
- (6) 床の段差の解消
- (7) 引き戸への取り替え
- (8) 床表面の滑り止め化

2 居住安全改修工事の完了日から3月以内に提出すること。

3 「建築年月日」欄は、居住安全改修工事の完了日から10年以上前の日となること。

4 「居住している高齢者等」欄は、次に該当することについて「○」を付すこと。

- (1) 高齢者 居住安全改修工事の完了日の属する年の翌年の1月1日（完了日が1月1日である場合は、同日）における年齢が65歳以上の者
- (2) 要介護・要支援 介護保険法第19条第1項の要介護認定を受けている者又は同条第2項の要支援認定を受けている者
- (3) 障害者 地方税法施行令第7条各号に掲げる者

添付資料

- 1 納税義務者の住民票の写し（下関市に住民票のある納税義務者は不要）
- 2 居住している高齢者等に応じ、それぞれ次の書類
 - (1) 高齢者 住民票の写し（下関市に住民票のある高齢者は不要）
 - (2) 要介護・要支援 介護保険被保険者証の写し
 - (3) 障害者 障害者に該当する旨を証する書類（障害者手帳等）の写し
- 3 居住安全改修工事に係る次のいずれかの書類
 - (1) 改修箇所の写真（改修前後の状態がわかるもの）、工事の明細書及び領収証
 - (2) 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による増改築等工事証明書
- 4 補助金等を受けている場合は、補助金等の内容を確認できる書類